

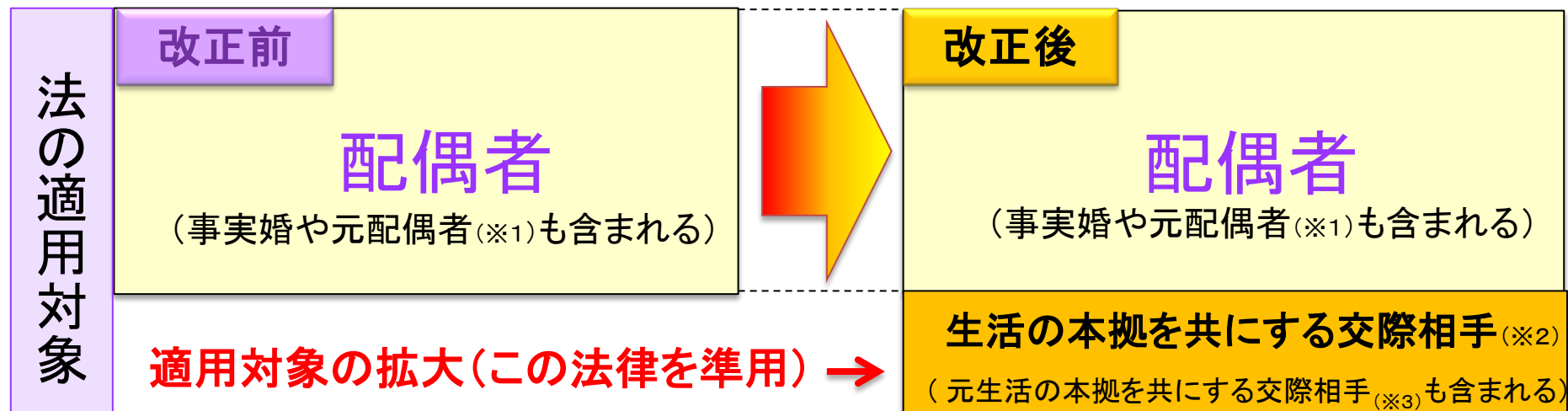
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正について

- ◆平成25年6月26日に成立、同年7月3日に公布(議員立法)
- ◆平成26年1月3日より施行(公布の日から起算して6月を経過した日)

改正内容

- 「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象 ※下図参照
- 法律の題名「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」

【図】配偶者暴力防止法の適用対象の拡大について



※1 離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合

※2 婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く

※3 生活の本拠を共にする交際関係を解消する前に暴力を受け、解消後も引き続き暴力を受ける場合